

## 4-3 放送対象地域

26

### 放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において規定(放送法第91条第3項)。

### 放送対象地域の効果

#### (1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

#### (2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)

### 放送対象地域の例






#### (1) 規定の仕方

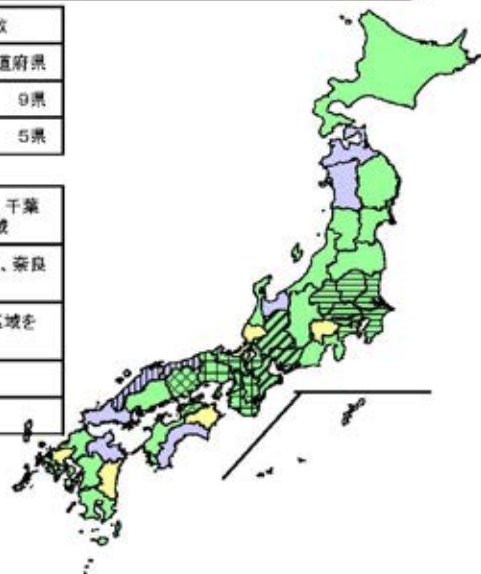
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

#### (2) 具体例(地上テレビジョン放送)

- ① NHK  
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園  
関東広域圏
- ③ 民間基幹放送事業者  
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏  
複数の県域 : 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県  
その他 : 上記以外の各都道府県

	都道府県数
4事業者以上	33都道府県
3事業者	9県
2事業者以下	5県

	関東広域圏: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
	近畿広域圏: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域
	中京広域圏: 岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



# 二本立て体制

---

## ü NHKのあり方

- } 総務省放送諸課題検で「三位一体改革」（業務、受信料、ガバナンス）を議論中
- } 世界の公共放送と同様、言論市場の歪みをもたらさないように留意しつつ、常時同時配信により**公共メディア**としての役割を發揮させるべき
- } 受信料制度の沿革からすれば、受信契約世帯に加えて、認証等により端末を「テレビ」として使う意思を表明した視聴者に限って負担を求めるのが適当

## ü 民間放送のあり方

- } 民間放送の公共性はNHKと同じではない
- } 異なる財源に基づき、より自由な活動によって特に若い世代を公衆へと包摂することが重要

## ü 放送のメディア価値向上のために、公共放送と民間放送の**協力・連携**が重要必要

# (参考) 最大判平成29年12月6日

「放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を實質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。放送法が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するよう規律し、その健全な発達を図ることを目的として(1条)制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにほかならない。上記の目的を実現するため、放送法は、前記のとおり、旧法下において社団法人日本放送協会のみが行っていた放送事業について、公共放送事業者と民間放送事業者とが、各々その長所を發揮するとともに、互いに他を啓もうし、各々その欠点を補い、放送により国民が十分福祉を享受することができるよう図るべく、二本立て体制を採ることとしたものである。そして、同法は、二本立て体制の一方を担う公共放送事業者として原告を設立することとし、その目的、業務、運営体制等を前記のように定め、原告を、民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として性格付け、これに公共の福祉のための放送を行わせることとしたものである。放送法が、前記のとおり、原告につき、営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に關する広告の放送をすることを禁止し(20条4項、83条1項)、事業運営の営利を公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものである。すなわち、上記の財源についてのは、原告の放送を信託する者から徴するものである。すなわち、上記の財源が原告に及ぶことのないようにし、現実に原告の放送を受信する者が設備を設置することにより原告の放送を受信することにより原告が上記の者ら全体により支えられる事業体に負担を求めることによって、原告が上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すものにほかならない。」

# 放送産業の活性化の施策

## ü 新規参入の促進

- } 県域免許制の部分的緩和等、事業者の自由だけでなく、視聴者に配慮しつつ知る権利を高める方策の検討

## ü ネットとの連携サービス

- } 同時配信は「**目玉焼きの黄身**」 見逃し配信等の放送メディア価値の向上の扇の要
- } 時間帯における時間制約がリアルタイム視聴に強い影響を及ぼす タイムシフト視聴はリアルタイム視聴の補完的な役割を果たす可能性、海賊版対策としても有用
- } 視聴履歴の活用

## ü 著作権

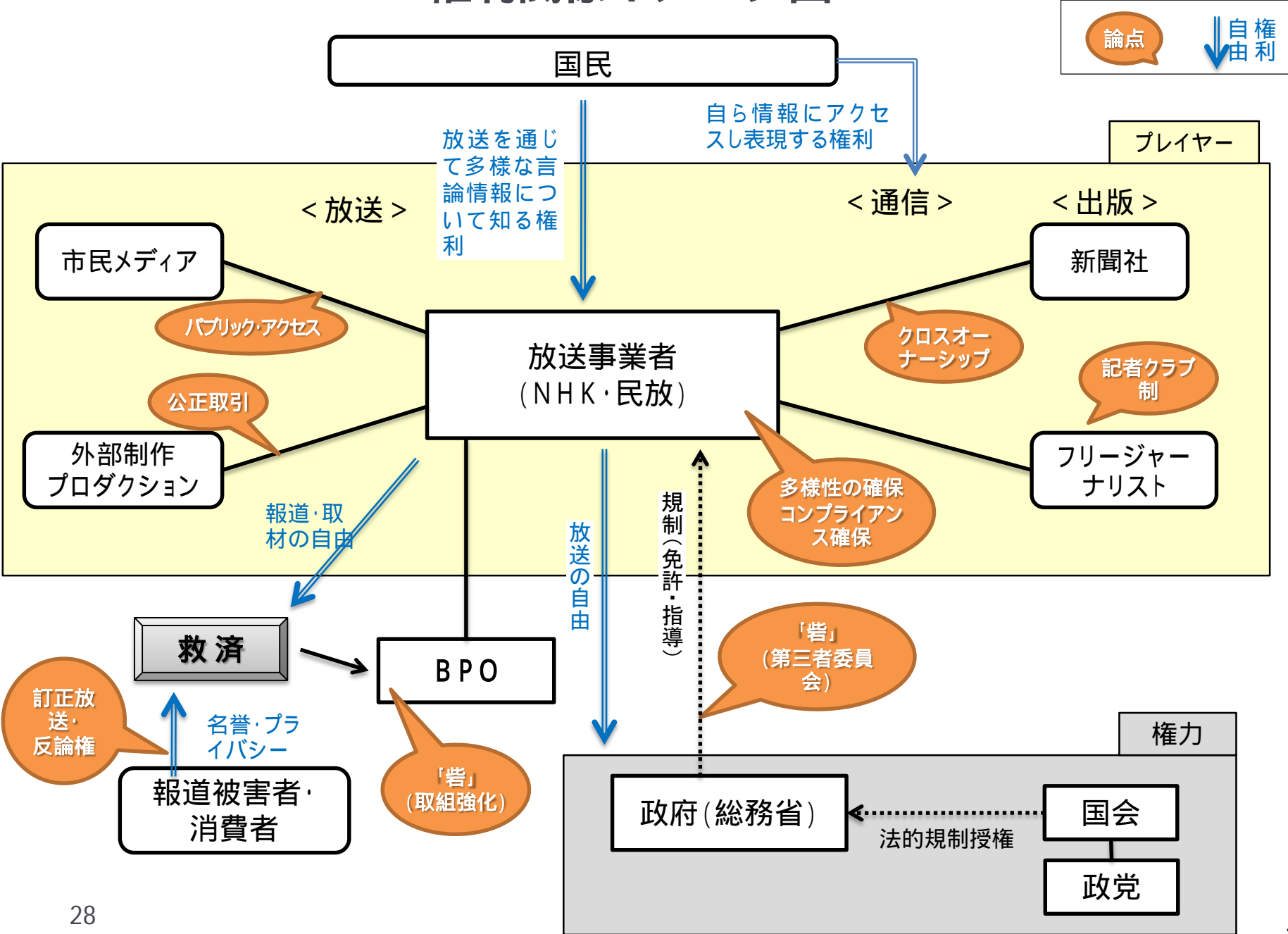
- } 方向付けの下、ステークホルダー間の丁寧な議論が必要

## ü 放送法の規制緩和は、放送事業者にのみ影響

- } **広告代理店、外部プロダクション等の多様なステークホルダーをも射程に入れた議論が必要**

# 権利関係イメージ図

論点 ↓ 自権自由



# コンテンツ産業の育成・流通と放送規律

---

## ü コンテンツの外部調達

- } 再放送が少なく自前で放送時間を埋められている
- } 外部プロダクションがパートナーとして地位を高めるための工夫が必要
- } 外部調達比率の向上と公正な取引環境の整備
- } パブリック・アクセス

## ü 海外展開

- } **アニメ**の需要大
- } 言語・アクセシビリティや日本的ステレオタイプの改善、ローカライズの必要
- } **日本社会構成員の知る権利を充足しながら官民・放送業界内の取組を進めるべき**

# 日本の放送コンテンツ海外輸出額の推移

1

日本の放送コンテンツ海外輸出額は、2010年度以降、毎年増加を続けており、2015年度には288.5億円となっている。(対前年度比58.0%増、2010年度の約4.4倍)

対前年度比で、インターネット配信権が146.7%増と著しく増加しているほか、商品化権が52.7%増、フォーマット・リメイクが51.6%増、ビデオ・DVD化権が51.3%増となっている。



	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
番組放送権	62.5	63.6	62.2	62.1	86.2	96.6
インターネット配信権	—	—	6.9	20.4	34.7	85.7
ビデオ・DVD化権	—	—	10.1	11.9	9.1	13.7
フォーマット・リメイク	—	—	7.3	10.0	10.7	16.3
商品化権	—	—	17.3	32.1	38.9	59.5
その他	3.8	8.0	0.4	1.2	2.8	16.6
合計	66.3	71.6	104.3	137.8	182.5	288.5

注1: 放送コンテンツ海外輸出額: 番組放送権、インターネット配信権、ビデオ・DVD化権、フォーマット・リメイク、商品化権等の輸出額  
 注2: 2010年度及び2011年度については番組放送権以外の輸出額について再調査を実施(構成内容については不明のため、「その他」に分類)  
 注3: NHK、民放キー局、民放在阪キー局、ローカル局、衛星放送事業者、プロダクション等へのアンケートにより算出

出典：総務省情報通信政策研究所「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析（2015年度）」

# 放送コンテンツ海外輸出額の推移（主体別・ジャンル別・輸出先別）

2

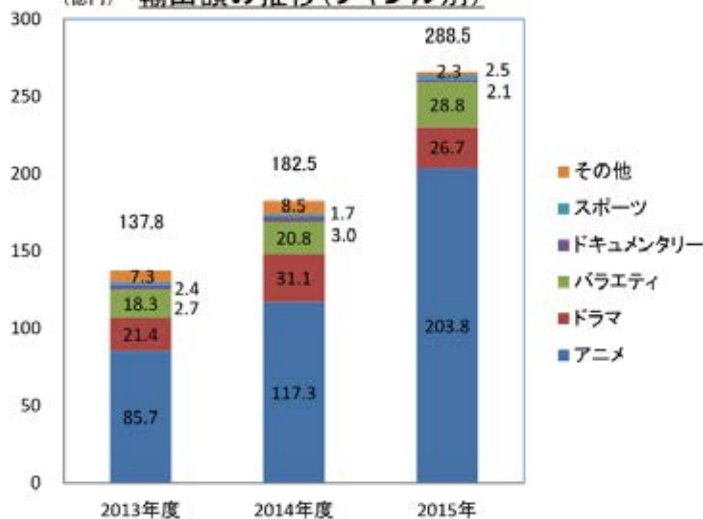
放送コンテンツの海外輸出額の推移をみると、主に、主体別では「プロダクション等」、ジャンル別では「アニメ」、輸出先では「アジア」の輸出額が年々増加している。

注：本ページのグラフにおいては不明分を除いて集計

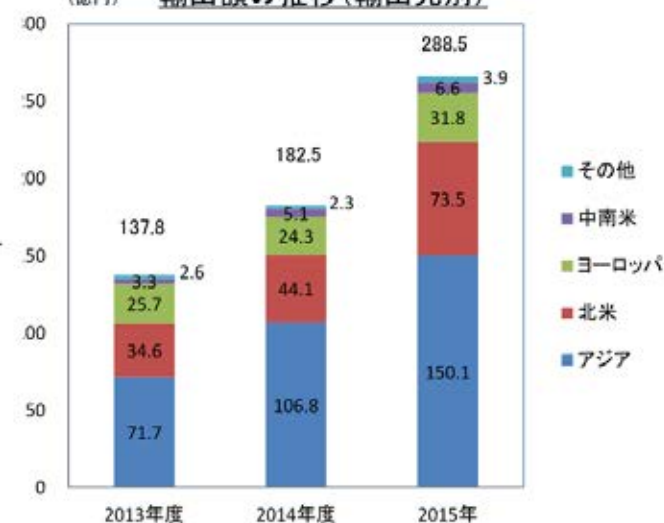
輸出額の推移（主体別）



輸出額の推移（ジャンル別）



輸出額の推移（輸出先別）





結びに

---

## ü 経済市場と言論市場

- } 国民の知る権利の充実と民間企業の創意工夫、制度の最適な組み合わせが重要
- } 言論市場（システム）と経済市場（システム）の適切な同期・カップリングが必要
- } 表現の自由の担い手が集う場とのフィードバック

## ü インターネットと放送

- } 異なるやり方で知る権利に奉仕 連携・協業と競争がともに必要

- ü 規制の検討に当たっては、目的を具体的に設定し、そのための手段としての合理性・必要性を具体的に検討する必要

# (参考) Broadcasters' Declaration (世界放送連合(WBU)・2004年) (抄)

1. Communications technology is not an end in itself; it is a vehicle for the provision of information and content
2. Freedom of expression, freedom and pluralism of the media and cultural diversity should be respected and promoted
3. The electronic media have a vital role to play in the information society
4. Television and radio are crucial for ensuring social cohesion and development in the digital world
5. Information should remain accessible and affordable to every one

# 主要参考資料

---

- 金澤薫 『放送法逐条解説（改訂版）』 2012年
- 小町谷育子・三宅弘 『BPOと放送の自由』 2016年
- 実積寿也ほか 『OTT産業をめぐる政策分析』 2018年
- 清水直樹 「放送番組の規制の在り方についての議論」レファレンス789号（2016年）
- 鈴木秀美 『放送の自由（増補第2版）』 2017年
- 鈴木秀美・山田健太編 『放送制度概論』 2017年
- 曾我部真裕・林秀弥・栗田昌裕 『情報法概説』 2015年
- 西土彰一郎 『放送の自由の基層』 2011年
- 長谷部恭男 『テレビの憲法理論』 1992年
- 松本裕美・田中則広 「日本の番組コンテンツの国際展開及び受容実態に関する調査」放送研究と調査2017年1月号
- Wolfgang Hoffmann-Riem, Regulating Media, 1996
- 穴戸常寿 「改正放送法と行政権限」法律時報83巻2号、2011年
- 穴戸常寿 「放送の力を引き出す制度へ」月刊民放2011年11月号
- 穴戸常寿 「放送の規律根拠とその将来」日本民間放送連盟・研究所編『ネット・モバイル時代の放送』 2012年
- 穴戸常寿 「法制度から考える放送の現在」月刊民放2014年5月号